



熊本県公報

第 1 1 7 5 7 号
平成 20 年 11 月 18 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則	(私学文書課) 1
告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 3
○道路の区域変更	(道路保全課) 3
○道路の供用開始	(") 4
○産業廃棄物処理施設変更許可申請の縦覧	(廃棄物対策課) 4
○産業廃棄物処理施設設置許可申請の縦覧	(") 5
公 告	
○緑川水系鶯川河川整備計画の公表	(河川課) 6
○農地保有合理化事業規程の変更承認	(農業経営課) 6
○土地改良区役員の就任	(農村計画・技術管理課) 6
○熊本都市計画道路 3・5・45号上熊本弓削線の事業計画の認可に伴う公告	(都市計画課) 6
○県営土地改良事業の計画変更	(農村計画・技術管理課) 7
○平成20年度第2回登録販売者試験の実施	(薬務衛生課) 7
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県総合福祉センター)	(健康福祉政策課) 9
○公の施設における指定管理者の募集(熊本県健康センター)	(健康づくり推進課) 11
○緑川地域森林計画の樹立に係る計画	(森林整備課) 13
○地域森林計画の変更に係る計画	(") 13
登 載 依 頼	
○平成20年度第3回熊本県公益認定等審議会の開催	(私学文書課) 13

規 則

熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 2 0 年 1 1 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 6 0 号

熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則(熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和 4 8 年熊本県規則第 1 0 号))は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。
(特例民法法人の業務の監督に関する経過措置)
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 1 8 年法律第 5 0 号)第 4 2 条第 2 項に規定する特例民法法人(以下この項及び附則第 4 項において「特例民法法人」という。)の業務の監督(設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。)については、なお従前の例による。
(熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年熊本県規則第67号）の一部を次のように改正する。
別表第1熊本県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和48年熊本県規則第10号）の項を削る。
（熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に係る特例民法法人が備え付けなければならない書類等の熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年熊本県条例第72号）第3条第1項に定める保存については、この規則による改正後の熊本県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

熊本県告示第1003号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市栢宇土町字鶴ノ平988番1、1006番1、1006番2、1014番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鶴ノ平988番1・1006番1・1006番2・1014番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1004号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
リラックスデイサービス 菊池市大琳寺292番地13	株式会社 r i v e r 菊池市大琳寺292番地5	平成20年9月25日
デイサービスセンターしらさぎ おぎや 八代市千丁町大牟田1220番2	株式会社 シラサギ 八代市北の丸町3番地50	平成20年10月1日

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
うさぎ 人吉市宝来町43番地1	医療法人 暁清会 人吉市宝来町1285番地5	平成20年9月29日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
リラックスデイサービス 菊池市大琳寺292番地13	株式会社river 菊池市大琳寺292番地5	平成20年9月25日
デイサービスセンターしらさぎ おざや 八代市千丁町大牟田1220番2	株式会社シラサギ 八代市北の丸町3番地50	平成20年10月1日

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
うさぎ 人吉市宝来町43番地1	医療法人暁清会 人吉市宝来町1285番地5	平成20年9月29日
特別養護老人ホーム蘇望苑 上益城郡山都町滝上223番地1	社会福祉法人蘇清会 上益城郡山都町滝上223番地1	平成20年8月29日

(居宅介護支援)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
だんだん 八代市鏡町鏡553番地4	株式会社暖暖 八代市鏡町鏡553番地4	平成20年10月15日
居宅介護支援センター曲野 宇城市松橋町曲野4番地1	株式会社かめつる健康福祉会 宇城市松橋町曲野4番地1	平成20年10月21日

熊本県告示第1005号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスながくさ 阿蘇市永草1790-7	合同会社ピースフル	平成20年11月7日

熊本県告示第1006号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスながくさ 阿蘇市永草1790-7	合同会社ピースフル	平成20年11月7日

熊本県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成20年11月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦字田ノ迫 504番1地先から 同所 629番1地先まで	前	6.2 ～ 9.0	47.0	単道改
			後	6.2 ～ 9.0		
				4.0 ～ 4.1	52.0	

2 区域を変更する期日 平成20年11月18日

熊本県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成20年11月18日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市東陽町小浦字田ノ迫 504番1地先から 同所 629番1地先まで	52.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成20年11月18日

熊本県告示第1009号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

東京都北区王子一丁目4番1号
日本製紙株式会社 代表取締役 芳賀義雄

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

熊本県八代市十条町228番地

3 産業廃棄物処理施設の種類

産業廃棄物の中間処理施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第7条第3号、第7号、第8号及び第13号の2に掲げるもの

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず

5 産業廃棄物処理施設の処理能力

政令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設 302.6立方メートル/24時間

政令第7条第7号に規定する廃プラスチック類の破砕施設 16トン/8時間

政令第7条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設 6.9トン/24時間

政令第7条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設 24トン/24時間

6 申請年月日

平成20年10月14日

- 7 申請書の縦覧場所
熊本県八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
平成20年11月18日から平成20年12月18日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 - (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒866-8555 八代市西片町1660番地 熊本県八代保健所衛生環境課
 - (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
ア 提出者の住所及び氏名
イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
（例）「日本製紙株式会社が八代市に設置している産業廃棄物処理施設（焼却施設等）事業（平成20年10月14日変更許可申請の事業）」
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
 - (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278
 - (2) 熊本県八代保健所衛生環境課 電話番号0965-33-3198

熊本県告示第1010号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により産業廃棄物処理施設の設置許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名
熊本県鹿本郡植木町山本488番地
寿徳開発株式会社 代表取締役 濱津優子
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所
熊本県鹿本郡植木町滴水字投刀塚谷109番1ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類の
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロに掲げるもの（安定型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力
埋立面積 27,956 平方メートル
埋立容量 349,110 立方メートル
- 6 申請年月日
平成20年3月3日
- 7 申請書の縦覧場所
山鹿市山鹿465番地2 熊本県山鹿保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間
 - (1) 期間
平成20年11月18日から平成20年12月18日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 時間
午前8時30分から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項
 - (1) 提出先
次のいずれかの部署に提出すること。
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
イ 〒861-0501 山鹿市山鹿465番地2 熊本県山鹿保健所衛生環境課

- (2) 記載事項
次の事項を日本語で記載すること。
 - ア 提出者の住所及び氏名
 - イ 対象とする事業名
事業が特定できるように記載すること。
(例) 「寿徳開発株式会社が植木町に設置している産業廃棄物処理施設（安定型最終処分場）事業（平成20年3月3日設置許可申請の事業）」
 - ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問い合わせ先
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。
- (1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278
 - (2) 熊本県山鹿保健所衛生環境課 電話番号0968-44-4121

公 告

熊本県公告第775号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第6項の規定により、次のとおり公表する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 河川名 1級河川緑川水系鶯川
- 2 河川整備計画の公表場所
熊本県土木部河川課及び熊本県熊本土木事務所企画調査課
- 3 公表する日
平成20年11月18日

熊本県公告第776号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により公告する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農地保有合理化法人の名称 熊本市農業協同組合
- 2 農地保有合理化事業規程の名称 熊本市農地保有合理化事業規程
- 3 変更内容
(1) 事業実施区域を、「熊本市（旧下益城郡富合町を除く。）」に変更する。

熊本県公告第777号

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
監事	免田 文雄	球磨郡あさぎり町免田西1583番地

熊本県公告第778号

都市計画事業の施行について、九州地方整備局告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成20年九州地方整備局告示第121号熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市東町三丁目11-63
- 4 事業施行期間 平成20年10月14日から平成28年3月31日まで
- 5 事業地 収用の部分 熊本県熊本市薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町及び子飼本町地内
使用の部分 なし

熊本県公告第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営鹿本北部二期地区（原工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類
変更後の県営鹿本北部二期地区（原工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年11月19日から平成20年12月17日まで
- 3 縦覧場所
山鹿市役所

熊本県公告第780号

薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第1項に規定する登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験
(1) 日時 平成21年2月15日（日） 午前10時から午後3時30分まで
試験の説明を午前9時30分から行うので、それまでに試験室に入室すること。
なお、荒天のため試験を実施できない場合は、平成21年2月21日（土）に延期する。

試験時間	試験項目
午前10時から正午まで	医薬品に共通する特性と基本的な知識 人体の働きと医薬品 医薬品の適正使用・安全対策
午後1時30分から3時30分まで	主な医薬品とその作用 薬事関連法規・制度

- (2) 場所 国立大学法人熊本大学（工学部2号館） 熊本市黒髪二丁目39番1号
※ 試験会場には受験者用の駐車場がないので、試験当日は必ず公共交通機関を使用すること。

- (3) 試験実施方法
試験は、以下の項目について筆記試験を行う。

試験項目	問題数
医薬品に共通する特性と基本的な知識	20問
人体の働きと医薬品	20問
医薬品の適正使用・安全対策	20問
主な医薬品とその作用	40問
薬事関連法規・制度	20問

※ 九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施します。

2 受験手続等

- (1) 受験願書の請求
受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））で配布する。
なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、140円分の切手を貼った角2形の封筒（1部請求の場合））を同封のうえ請求することとする。

- (2) 願書受付期間
平成20年12月1日（月）から平成20年12月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、郵送による場合は、平成20年12月1日（月）から平成20年12月19日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

- (3) 提出先
ア 熊本県内に居住若しくは勤務する者
最寄りの各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課（熊本市の保健所を除く。））、熊本市内にあつては熊本県健康福祉部薬務衛生課

- イ ア以外の者及び郵送で提出する者
熊本県健康福祉部薬務衛生課
- (4) 提出書類
提出書類は以下のとおりとする。また、受験資格及び受験資格を有することを証する書類は、「3 受験資格等」に掲げるとおりとする。
- ア 登録販売者試験受験願書
イ 受験資格を有することを証する書類
ウ 写真
- (5) 提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5cm、横4.5cm程度の上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び生年月日を明記し、受験願書に貼付すること。
- (6) 受験手数料
受験手数料として、13,000円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。
- (7) 郵送で提出する場合
郵送で提出する場合は必ず書留とし、「登録販売者試験受験申込」と朱書きすること。熊本県収入証紙によらない場合は、以下のとおりとする。
- ア 手数料を現金で納付する場合は、受験願書等に13,000円を同封し、現金書留で郵送すること。
イ 手数料を郵便為替で納付する場合は、受験願書等に郵便為替(普通為替)13,000円分を同封し、書留で郵送すること。
- 3 受験資格等
次の各号のいずれかに該当する者であることとし、必要な書類は各号に掲げるとおりとする。
- ただし、実務経験終了見込みの者については、実務経験見込証明書を提出し、受験日前日までに改めて実務経験証明書を提出すること。
- (1) 旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学及び旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- ・ 卒業証書の写し(原本を提示すること)又は卒業証明書
 - ※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- ・ (1)に同じ
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定する6年制課程の薬学部に限る。)を修めて卒業した者
- ・ (1)に同じ
- (4) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であつて、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者
- ・ 卒業証書の写し(原本を提示すること)又は卒業証明書
 - ※ 郵送で提出する場合は、卒業証明書とする。
 - ・ 実務経験(見込)証明書
- (5) 薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に4年以上従事した者
- ・ 実務経験(見込)証明書
- (6) 上記(1)から(5)に該当する者のほか、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり、上記(1)から(5)に該当する者と同等以上の知識経験を有すると熊本県知事が認めた者
- ア 外国薬学校卒業者等のうち、平成17年2月8日付け薬食発第0208001号医薬食品局長通知「外国薬学校卒業者等の薬剤師国家試験受験資格認定の取扱いについて」で示した薬剤師国家試験受験資格の認定基準と照らし合わせ、上記(1)から(3)に該当する者と同等であると認められる者
- ・ 卒業証書等
- イ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)に基づく高等学校卒業程度認定試験の合格者であつて、薬局、一般販売業(卸売一般販売業を除く。)、薬種商販売業又は配置販売業における一般用医薬品の販売等の実務に1年以上従事した者
- ・ 認定試験合格書等
 - ・ 実務経験(見込)証明書
- ※1 卒業証書(卒業証明書)に記載されている氏名が願書提出時点と異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本を併せて提出すること。
- ※2 平成20年8月24日に本県が実施した平成20年度第1回登録販売者試験を受験した者(欠席した者を除く。)については、受験資格を有することを証する書類の提出を省略することができる。省略する場合は、願書余白に「平成

- 20年度第1回登録販売者試験受験」と記入すること。
- ※3 旧制中学又は高等学校と同等以上の学校として、専修学校、専門学校等は含まれないため、受験資格の疑義については、事前に各保健所又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。
- 4 受験票
 受験票は、平成21年1月下旬に受験願書受付後、受験者あて送付する。
 なお、受験票が平成21年2月3日（火）までに届かない場合は、熊本県健康福祉部薬務衛生課に問い合わせること。
- 5 願書提出後の注意事項
 願書提出後に、願書等の内容に変更を生じた場合若しくは誤記等が判明した場合は、速やかにその旨を願書を提出した窓口又は熊本県健康福祉部薬務衛生課に申し出ること。
- 6 合格発表等
 (1) 発表日時
 平成21年3月18日（水）午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び各地域振興局保健福祉環境部（保健所（熊本市の保健所を除く。））に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。
 合格者には、本人あて合格通知書を郵送するので、電話による合否の問い合わせには、一切応じないものとする。
- (2) 得点に関する開示について
 熊本県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から平成21年4月17日（金）までの午前8時30分から午後5時30分までとする。
 受験者本人から申し出があった場合に限り、その方の得点を口頭で開示する。開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部薬務衛生課において開示請求を行うこと。
- 7 問い合わせ先
- ・ 熊本県健康福祉部薬務衛生課
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
 電話 096-333-2242
 - ・ 玉名地域振興局保健福祉環境部（有明保健所）衛生環境課
 郵便番号 865-0016 玉名市岩崎1004-1
 電話 0968-72-2148
 - ・ 鹿本地域振興局保健福祉環境部（山鹿保健所）衛生環境課
 郵便番号 861-0501 山鹿市山鹿465-2
 電話 0968-44-4121
 - ・ 菊池地域振興局保健福祉環境部（菊池保健所）衛生環境課
 郵便番号 861-1331 菊池市隈府1272-10
 電話 0968-25-4135
 - ・ 阿蘇地域振興局保健福祉環境部（阿蘇保健所）衛生環境課
 郵便番号 869-2301 阿蘇市内牧1204
 電話 0967-32-0535
 - ・ 上益城地域振興局保健福祉環境部（御船保健所）衛生環境課
 郵便番号 861-3206 上益城郡御船町辺田見400
 電話 096-282-0041
 - ・ 宇城地域振興局保健福祉環境部（宇城保健所）衛生環境課
 郵便番号 869-0532 宇城市松橋町久具400-1
 電話 0964-32-1148
 - ・ 八代地域振興局保健福祉環境部（八代保健所）衛生環境課
 郵便番号 866-8555 八代市西片町1660
 電話 0965-33-3198
 - ・ 芦北地域振興局保健福祉環境部（水俣保健所）衛生環境課
 郵便番号 867-0061 水俣市八幡町2-2-13
 電話 0966-63-4104
 - ・ 球磨地域振興局保健福祉環境部（人吉保健所）衛生環境課
 郵便番号 868-0056 人吉市寺町12-1
 電話 0966-22-3107
 - ・ 天草地域振興局保健福祉環境部（天草保健所）衛生環境課
 郵便番号 863-0013 天草市今釜新町3530
 電話 0969-23-0172

熊本県公告第781号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称

- 熊本県総合福祉センター（以下「福祉センター」という。）
- (2) 場所 熊本県熊本市南千反畑町3番7号
 - (3) 施設の規模等
 - ア 敷地面積 2,193.01平方メートル（屋外駐車場 518.73平方メートルを含む。）
 - イ 主な建物 福祉センター（鉄筋鉄骨コンクリート造 地下1階 地上5階建、延床面積5,790.70平方メートル）
 - (4) 施設の概要
 - 福祉センター（入居団体事務室、受付、管理事務室、熊本県高齢者総合相談センター、熊本県介護実習・普及センター、熊本県ボランティアセンター、熊本県福祉人材・研修センター、会議室、研修ホール、電気室、機械室、地下駐車場、屋外駐車場）
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 社会福祉に関する研修及び会議のための施設及び設備の提供に関する業務
 - (2) 福祉センターの使用の許可に関する業務（行政財産の目的外使用許可に関する業務を除く。）
 - (3) (2)に係る利用料金の收受
 - (4) 福祉センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (5) その他社会福祉の増進に必要な業務
 - (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
 - 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本県総合福祉センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 参加資格に関する申立書
 - エ 法人等であることを証する書類
 - (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 熊本県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 - (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を

- 明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県健康福祉部健康福祉政策課総務班(熊本県庁行政棟新館3階)
電話番号096-333-2192
 - (3) 提出期間
平成20年12月10日(水)から平成20年12月16日(火)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により平成20年12月16日(火)の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
 - (4) 提出部数
11部(正本1部、副本10部)
- 6 募集要項の交付
5の(2)に掲げる場所で、平成20年11月18日(火)から平成20年12月16日(火)までの日(熊本県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
なお、募集要項等を郵送希望の場合は、210円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒(角形2号A4版用)を同封のうえ、5の(2)に掲げる場所に請求すること。
- 7 現地説明会
- (1) 開催日時
平成20年11月28日(金) 午後2時から午後4時まで
 - (2) 開催場所
熊本県熊本市南千反畑町3番7号
熊本県総合福祉センター3階 第3会議室
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成20年11月26日(水)の午後5時までに5の(2)の場所に提出すること。
- 8 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県公告第782号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県健康センター(以下「健康センター」という。)
 - (2) 場所
熊本県熊本市東町四丁目11番1号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 8,914.13平方メートル
イ 主な建物 本館棟(鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階建、延床面積5,294.22平方メートル)、訓練棟(鉄筋コンクリート造 地上3階建、延床面積1,068.78平方メートル)
 - (4) 施設の概要
ア 本館棟(事務室、入居団体事務室、難病相談・支援センター、大研修室、小研修室、栄養指導室、会議室、トレーニング室、健康教育展示コーナー、機械室)
イ 訓練棟(実地指導訓練室、ランニングデッキ)
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 健康に関する教育及び研修を行うための施設及び設備の提供に関する業務
 - (2) 健康づくりのための施設の提供に関する業務
 - (3) 保健医療に関する情報の提供業務
 - (4) 施設の使用許可に関する業務(行政財産目的外使用許可に関する業務を除く。)
 - (5) 施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 - (6) 指定管理者が施設の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 熊本県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく指名除外措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。

- (5) 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が熊本県知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 法人その他の団体又はその代表者（役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類
 - 申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
 - ア 指定管理者指定申請書
 - イ 熊本県健康センター指定管理者事業計画書及び収支予算書
 - ウ 参加資格に関する申立書
 - エ 法人等であることを証する書類
 - (ア) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
 - (イ) 当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書
 - オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
 - カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務を明らかにする書類
 - キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - ク 納税証明書
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
 ※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書
 - ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 熊本県内事業所に係る従業員名簿及び貸金台帳
 - (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 - (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し

- (2) 申請書の提出先
 - 郵便番号862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県健康福祉部健康づくり推進課 健康づくり企画・栄養班（熊本県庁行政棟新館4階）
 - 電話番号096-333-2208

- (3) 提出期間
 - 平成20年12月10日（水）から平成20年12月16日（火）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 - 郵送の場合は、書留郵便により平成20年12月16日（火）の午後5時までに必着とする。
 - 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。

- (4) 提出部数
 - 11部（正本1部、副本10部）

6 募集要項の交付

5の(2)に掲げる場所で、平成20年11月18日（火）から平成20年12月16日（火）までの日（熊本県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
 なお、募集要項等を郵送希望の場合は、210円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角形2号A4版用）を同封のうえ、5の(2)に掲げる場所に請求すること。

7 現地説明会

- (1) 開催日時
 - 平成20年11月28日（金） 午後2時から午後4時まで
- (2) 開催場所
 - 熊本県熊本市東町四丁目11番1号
 - 熊本県健康センター1階 セミナー室
- (3) その他
 - 現地説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成20年11月26日（水）の午後5時までに5

- の(2)の場所に提出すること。
 8 問い合わせ先
 5の(2)に同じ。

熊本県公告第783号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

- なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、平成20年11月19日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
 平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類 緑川地域森林計画書(案)
- 2 縦覧期間 平成20年11月19日から平成20年12月18日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第784号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更する必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。

- なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、平成20年11月19日から起算して30日以内に、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。
 平成20年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書(案)、球磨川地域森林計画変更計画書(案)及び天草地域森林計画変更計画書(案)
- 2 縦覧期間 平成20年11月19日から平成20年12月18日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林整備課、熊本県玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県鹿本地域振興局農林部林務課、熊本県菊池地域振興局農林部林務課、熊本県阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県芦北地域振興局農林部林務課、熊本県球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草地域振興局農林水産部林務課

登載依頼

熊本県公益認定等審議会公告第2号

平成20年度第3回熊本県公益認定等審議会を次のとおり開催する。
 平成20年11月18日

熊本県公益認定等審議会会長 原 田 卓

- 1 開催日時
 平成20年11月27日(木)
 午前9時30分から正午まで
- 2 開催会場
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁行政棟本館13階展望会議室
- 3 主な議題
 (1) 「公益認定等ガイドライン」の改正及び「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」について
 (2) 県内所在の現行公益法人の概要について
- 4 傍聴人の定員
 10人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴人は事務局の指示に従い、審議会の開催会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の受付は、開催会場前において開催予定時刻の30分前から行い、傍聴人の定員を満した時点又は開催予定時刻になった時点で終了する。
 (3) 傍聴人の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により決定する。
- 6 問い合わせ先
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県公益認定等審議会事務局(熊本県総務部私学文書課法制・公益法人室)
 (電話096-333-2066)